

尼崎市産業振興基本条例 (概要)

【前 文】

(1) 本市産業の現状

中小企業から大企業までが活躍
産業都市としての地位を確立

(2) 経済活動及び事業活動の変化

社会経済全体の成熟化による影響
持続可能な社会を意識した事業活動

(3) 本市地域経済の持続的な発展に向けて

社会情勢の変化や時代潮流をふかんし、問題意識を持ち、柔軟に対応すること 地域経済の好循環を各主体が意識し、互いに協力するため各主体の役割や市の責務を定め、また、産業の振興、起業の促進、雇用就労の維持創出に関する基本的な方向性を定め、取り組むこと

【1 基本理念】

(1) 産業の振興(地域活力の向上の源泉)(第4条)

基本方針

事業者自らの創意工夫を生かした事業活動
他業種連携、技能継承や事業継続に加え、研究開発や新分野への進出
環境保全の観点に立った事業活動
事業者、産業関係団体等及び市が連携し、本市産業の特長を生かすこと
社会的な責任を認識し、その責任を果たすことができるよう取り組むこと

産業分野別の基本方針

「ものづくり」産業(製造・建設・農業):本市産業の中核
・イノベーションを軸に活動、成長分野への積極的展開
「にぎわいづくり」産業(商業・飲食・観光):活気あるまちづくりの中核
・意欲のある商業事業者を軸に地域の一員として一体感を持って地域の魅力向上や商業の活性化
「知識づくり」産業(研究開発・専門技術・教育):イノベーション創出の中核
・更なる集積、同業種や異業種との連携
「生活づくり」産業(医療、福祉・生活関連サービス):安全安心な生活支援の中核
・良質な個人サービスの提供、社会的課題解決に向けた事業を行う事業所の増加
「ネットワークづくり」産業(運輸・情報通信・職業紹介):人の交流等を支える中核
・成熟社会における社会的な要求への対応

(2) 起業の促進(新陳代謝の源泉・雇用創出・新たな社会的価値の創出)(第5条)

基本方針

誰もが容易に起業に挑戦できる環境の整備
事業者が第二創業や企業立地を行いやすい環境の整備

(3) 雇用就労の維持創出(経済的な基盤・労働力・自己実現の場)(第6条)

基本方針

多様な人材が様々な場で活躍できるよう次に掲げる方針を推進
働くことへの意識及び意欲づくり
仕事能力の開発・人材育成
安定した雇用や円滑な再就職に向けた環境の整備
多様な雇用就労機会の提供

【目的】 (第1条)

地域経済の持続的発展と市民生活向上への寄与

【2 各主体の役割と市の責務】

(1) 産学公融ネットワーク(第7条)

役割

基本理念にのっとり、産業の振興等に関する課題を共有し、次の項目に取り組むよう努めること
事業者同士の連携の支援
コンサルティング体制の整備
事業の実現性等を審査基準とした融資制度の整備支援 など

(2) 事業者(第8条)

役割

基本理念にのっとり、次の項目に取り組むよう努めること
持続可能な事業活動の実施
従業員に対する責任を果たすことができる事業活動の実施
地域社会の一員として社会的責任の認識

(3) 産業関係団体等(第9条)

役割

基本理念にのっとり、次の項目に取り組むよう努めること
それぞれの特長を生かした支援
他の関係団体と連携し、各種支援策の実施

(4) 市民(第10条)

役割

消費や労働を行うことが自らも地域経済の持続的発展を支える主体の一つであることを自覚
事業者の事業活動が地域経済の持続的発展に貢献していることを理解し、産業に関する施策に協力するよう努めること

(5) 市(第11条)

責務

基本理念にのっとり、次の項目に取り組むこと
産学公融ネットワーク、事業者等がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援し、連携して施策を推進することができる体制の整備
産業の振興等に関する調査研究を行うとともに、施策の策定及び実施
事業者が市の事業活動に関連する事業活動を行うことができる環境の整備